

秋田市告示第5号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年1月9日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

令和6年度第4期および第5期後期高齢者医療保険料督促状